

研究室紹介

文化遺産部景観研究室

平成16年5月の文化財保護法が改正され、文化的景観が文化財として位置づけられるようになりました。文化的景観は、「地域における人々の生活又は生業及び当該地域の風土により形成された景観地で我が国民の生活または生業の理解のために欠くことのできないもの」といわれます。研究所ではこれに対応するため平成18年4月に本研究室が設置されました。棚田や村落景観、製造に関わる景観、人や物の往来に関わる景観などが対象となります。

昨年度は文化庁のおこなう「採掘・製造、流通・往来および居住に関連する文化的景観の保護に関する調査研究」に係わる業務を受託し、各自治体からのデータ約2,000件をデータベース化して整理したほか、高松塚古墳石室解体後の仮整備に関して、「特別史跡高松塚古墳仮整備基本設計業務」を受託し、整備案を作成しました。

また、昨年度に引き続き、四万十川流域の文化的景観の調査を流域の3市町から受託しています。四万十市では四万十川で行われる伝統漁法の風景、洪水時には水面下に没することがある沈下橋の景観などの現地調査をおこないました。梶原町では、お遍路さんを茶で接待するための茶堂ちやどうという四阿風仏堂あずまやの景観調査、坂本龍馬らが脱藩するのに通ったという「脱藩の道」の現地調査、棚田オーナー制度発祥の地となった神在居かんざいこの棚田の現地調査をおこなっています。上流の高岡郡四万十町でも沈下橋などの調査をおこなっています。

その他にも、古代庭園に関しては、5カ年計画で平安時代の庭園を対象に研究を進めています。

(景観研究室 内田 和伸)



佐田(四万十市)の沈下橋